



出産入院時の費用等に係る消費税の課税誤りについて

平成3年の消費税法改正により「非課税扱い」とされている、妊娠中の入院及び出産後の入院における個室使用料、お産セット代、オムツ代、病衣代等について、誤って「課税扱い」としていたことが判明しました。このことは不当利得にあたることから、民法上の規定（債権等の消滅時効10年間）に基づき、該当者に対し返金手続きを行います。

●経緯・経過

令和3年5月27日 患者さんから「オムツ代は非課税扱いではないか」との問い合わせに対し、関係機関等に確認したところ、課税誤りが判明したため、返金した

令和3年6月1日 誤って課税していたものについて「非課税扱い」とした

令和3年6月～11月 対象者の抽出、厚生労働省・税務署等に照会、返金額等の精査

●返金対象等

返金対象 個室使用料、お産セット代、オムツ代、病衣代等に係る消費税相当額

対象期間 退院日が平成23年5月28日（※1）から令和3年5月31日（※2）まで（松戸市立病院当時のものを含む）

（※1）課税誤りが判明し返金した令和3年5月27日から10年間のさかのぼっています。

（※2）非課税扱いに改めた令和3年6月1日の前日までとしています。

対象者数 5,112人（実人数）

1人あたりの平均返金額 897円（利息を除く）

- ・個室使用料の平均返金額 1,695円
- ・お産セット代の平均返金額 529円
- ・オムツ代の平均返金額 573円
- ・病衣代の平均返金額 45円



やさシティ、まつど。
matsudo

- 返金総額** 4,587,122円（利息を除く）
- ・ 1人当たり最高金額 20,490円
 - ・ 1人当たり最低金額 3円

●返金について

文書発送 対象者に対し、12月下旬より順次発送予定です。

返金方法 返送いただいた必要書類受付後、返金対象となる消費税相当額に利息を加えた額を口座振り込みにて返金します。

※転居等により文書が届かない方への対応として、当センターのホームページ、広報まつど等により周知を行います。

●再発防止策

マニュアルを再整備し、職員に周知徹底を図ります。また、職員の異動などにより後任職員が誤って課税扱いすることが無いよう引き継ぎを徹底します。

法令改正等の際には、関係機関と十分に連携し、不明確な部分は必ず照会等を行うなど確認作業を徹底し、適切な対応に努めます。

【本件に関する問い合わせ先】

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀993番地の1

松戸市立総合医療センター事務局 医事課

☎047-712-0528 FAX047-712-2572

✉ mciji@city.matsudo.chiba.jp